

# リフト付自動車（リフトカー）貸出事業

歩行が困難な障がい児・者や高齢者の社会参加の機会拡大等のために、リフトカーの貸し出しを行っています。

## 《利用対象者》

福岡市内に居住し（住民票の有無は問わない）、リフトカーでなければ外出が難しい障がい児・者、高齢者及び当事者団体。

※福祉施設や事業所等が、その事業に利用することはできません。

## 《車種》

### ①キャラバン

- ・オートマチック車
- ・定員：車いす2名、他5名
- ・長さ約5m、高さ約2.4m



### ②ファンカーゴ

- ・オートマチック車
- ・定員：車いす1名、他2名
- ・長さ約3.8m、高さ約1.7m



## 《運転者》

利用者側で確保してください。（普通自動車運転免許で運転することができます。）

## 《運行範囲》

原則、福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県内とします。（応相談）

## 《貸出、返却時間》

原則として、月曜日から金曜日（祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までとします。

ただし、毎月第3火曜日は午前9時から午後4時30分までとします。

なお、貸出と返却時には車両チェックを15分程度行いますので、実際の出発・返却時間は、車両チェックの時間を含めてご計画いただきますようお願いいたします。

※ スケジュールは、時間的に無理のない計画を立ててください。

## 《利用日数等》

(1) 1回の利用日数は連続する7日間を限度とします。（宿泊利用可）

ただし、利用が土・日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を含むことにより、貸出や返却が平日となる場合は、その日数を除きます。

(2) 定期的な日時や曜日を指定する利用はできません。（例：毎週月曜日の利用申込等）

(3) 法定点検期間中及び車両点検日の貸出は行いません。

※ 車両点検日：車両が返却された日の翌日は、車両に異常がないか等を点検するため、原則貸出は行いません。

## 《利用料》

無料。ただし、燃料費、有料道路、駐車場使用料等の実費は利用者負担です。

## 《申込み方法》

## リフト付自動車（リフトカー）貸出事業

電話で仮予約の上、所定の申込書（ホームページからダウンロード可）に必要書類を添付して、利用希望日の1週間前までに下記にお申し込みください。（郵送又は窓口で受け付けています。）

### 【申込み・問い合わせ先】

福岡市社会福祉協議会 生活福祉課

〒810-0062 福岡市中央区荒戸 3-3-39 福岡市市民福祉プラザ 4階

TEL : 092-751-1121 / FAX : 092-751-1509

E-mail : sien@fukuoka-shakyo.or.jp